

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年9月18日認可した。

平成25年9月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
北条池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）北条池地区
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）柳地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）神谷上所地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）鏝地区
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）下所東股地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上氏部志福寺地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）山樋山神地区
”	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）下所西股地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上氏部牛田地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）杉仏地区
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中川原中地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）須賀地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）川向南地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東梶中地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）前場地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）城ノ角地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）立石地区
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）四手池地区